

○吉岡町条件付一般競争入札実施要綱

平成18年9月28日

訓令第34号

改正 平成31年4月1日訓令第51号

令和2年2月17日訓令第7号

令和4年5月2日訓令第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉岡町財務規則（平成19年吉岡町規則第21号。以下「規則」という。）、吉岡町水道事業会計規程（平成7年吉岡町規程第1号）及び吉岡町下水道事業会計規則（令和2年吉岡町規則第28号）に定めるもののほか、吉岡町（以下「町」という。）が発注する工事に係る条件付一般競争入札の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる工事は、予定価格がおおむね5,000万円以上の工事の中から、工事内容、工期等を勘案して選定する。

(入札の公告等)

第3条 前条の規定により条件付一般競争入札に付す場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6の規定に基づき、入札公告例により公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 吉岡町入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地元業者（町内に本社若しくは本店を有し、町税納入者であるもの又は県内に本社若しくは本店のある町内の支店若しくは営業所であって、当該支店若しくは営業所の代表者に見積もり、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられ、当該業種に関する実績を有し、かつ、町税納入者であるものをいう。）であること及び一定の県内業者であること。ただし、共同企業体により施工する工事の場合は、この限りでない。
- (3) 町が発注する工事等の指名競争入札の参加を停止された場合において、その停止の期間を経過していること。
- (4) 水道施設工事の水道給水工事の場合にあつては、吉岡町指定給水装置工事事業者であること。
- (5) 工事の場合にあつては、次に掲げる要件を具備していること。

ア 対象となる工種ごとに建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可（水道施設工事の水道本管工事の場合においては水道施設工事の許可及び土木一式工事又は管工事の許可、水道施設工事の水道給水工事の場合においては、水道施設工事及び管工事の許可）を受けていること。ただし、工事の内容により建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の総合評点が次の表の基準を満たしていること及び申請者の主要な工種であること。

工種	予定価格	経営事項審査結果の総合評点
土木一式工事	5,000万円以上1億円未満の場合	850点以上
	1億円以上の場合	1,000点以上
建築一式工事	5,000万円以上1億5,000万円未満の場合	850点以上
	1億5,000万円以上の場合	1,000点以上
電気・電気通信・管(設備)工事	5,000万円以上の場合	900点以上
水道施設工事	5,000万円以上の場合	900点以上

備考 上記の予定価格欄を超える工事費及び定めのない工種については、別に定めるものとする。

(6) 過去に、複数の同種公共工事实績があること。

(7) 前号に定めるもののほか、工事ごとに定める要件を満たしていること。

2 吉岡町長（以下「町長」という。）は、前条及び前項の規定により難い対象及び資格基準等を設定し入札を行おうとする場合は、吉岡町競争入札執行制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴き、実施するものとする。

（入札参加の確認）

第5条 条件付一般競争入札に参加する資格を得ようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類を提出し、前条各号に該当するか確認を受けなければならない。

(1) 条件付一般競争入札参加資格申込書（様式第1号）

(2) 工事の場合にあっては、建設業法第3条第1項に規定する許可書の写し及び同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申込みがあったときは審査委員会の意見を聴いて参加資格の有無を確認し、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（入札保証金）

第6条 前条第2項の規定により参加資格を有することの確認を受けた申込者（以下「有資格者」という。）は条件付一般競争入札に参加しようとするときは、規則第147条（吉岡町水道事業会計規程第94条において準用する場合を含む。）又は吉岡町下水道事業会計規則第94条の規定により当該条件付一般競争入札に係る入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第148条第1項（吉岡町水道事業会計規程第94条及び吉岡町下水道事業会計規則第95条において準用する場合を含む。以下同じ。）に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書（様式第3号）により町長に申請しなければならない。

3 入札保証金を免除する場合は、その旨を入札公告等により明らかにするものとする。
(参加資格の喪失)

第7条 第4条の規定にかかわらず、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格者を条件付一般競争入札に参加させてはならない。

- (1) 自治令第167条の4に該当するに至ったとき。
- (2) 第4条の規定による提出のあった同条各号に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(設計図書等の配布並びに質問の受付及び回答)

第8条 設計書、図面及び仕様書（以下これらを「設計図書等」という。）は、条件付一般競争入札に参加する有資格者（以下「入札者」という。）に配布するものとする。

2 入札者は、設計図書等について質問があるときは、設計図書等の質問書（様式第4号）により町長に質問することができる。

3 町長は、前項の規定による質問に対し、設計図書等の質問に対する回答書（様式第5号）により回答するものとする。

(積算内訳書の提出)

第9条 入札者は、対象工事の入札の際、積算内訳書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(落札者の決定)

第10条 条件付一般競争入札の執行に当たっては、自治令第167条の10第1項の規定により低入札価格調査の調査基準価格を設定することができる。

2 予定価格の事前公表した案件の入札執行回数は、1回とする。

(入札の公告の周知)

第11条 町長は、第3条の規定による公告を行ったときは、町ホームページ等を利用してその周知に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要事項等は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 平成18年4月1日施行の条件付一般競争入札試行要綱は、この要綱施行の日から廃止する。

附 則（平成31年訓令第51号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年訓令第7号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第59号）

この訓令は、令和4年5月2日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第6条関係)
様式第4号 (第8条関係)
様式第5号 (第8条関係)
様式第6号 (第8条関係)
様式第7号 (第9条関係)